

前橋市緊急工事事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市の発注する緊急工事事務処理に関し、通常契約手続の一部簡略化することにより迅速な事務執行を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「緊急工事」とは、災害又は事故等により緊急に発注しなければ、市民生活に重大な支障を及ぼすようなもの(大規模災害復旧工事を除く。)であって、次の各号のいずれかに該当する工事又は修繕をいう。

(1) 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う緊急復旧工事等を行う場合。

- ア 堤防崩壊に伴う緊急復旧工事
- イ 道路陥没に伴う緊急復旧工事
- ウ 地滑りに伴う緊急復旧工事
- エ 火災に伴う緊急復旧工事
- オ 施設の雨漏りに伴う緊急復旧工事
- カ その他天災等に伴う緊急復旧工事等

(2) 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事等を行う場合。

- ア 電気設備の故障に伴う緊急復旧工事
- イ 給排水設備の故障に伴う緊急復旧工事
- ウ ガス設備の故障に伴う緊急復旧工事
- エ その他設備の故障に伴う緊急復旧工事等

(3) 災害等の未然防止のための応急工事等を行う場合。

- ア 堤防の崩壊防止のための応急工事
- イ 浸水防止のための応急工事
- ウ 崖崩れ防止のための応急工事
- エ 外壁落下防止のための応急工事
- オ その他災害・事故の未然防止のための応急工事等

(事前協議等)

第3条 別記の工事担当課長又は市庁舎及び出先機関等の施設を管理する課の長は、予算措置が講じられていないものにあつては財政課と、概算金額が200万円を超えるものにあつては契約監理課と、事前協議するものとする。

(業者選定)

第4条 工事担当課長は、緊急工事を発注しようとするときは、機動力と実績を勘案し、原則として、本市の建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する

資格を有する者の中から1者を選定するものとする。ただし、概算金額が130万円以下の場合には、前橋市小規模修繕工事契約希望者登録事務取扱要領（平成17年3月30日伺定め）に基づく登録者の中からも選定することができるものとする。

（発注手続）

第5条 工事担当課長は、緊急工事を発注しようとするときは、緊急工事の施工及び発注について（伺）（様式第1号）を起案し、前橋市事務決裁規程別表第3の支出に関する区分の決裁責任者に決裁を得るものとする。この場合において、予算措置が講じられていないものにあつては財政課に合議するものとする。

2 前項の規定による決裁を受けたときは、選定した者に速やかに緊急工事発注書（様式第2号）を送付するものとする。

（建設工事等業者選定審査会への報告）

第6条 工事担当課長は、緊急工事を発注したときは、設計金額が前橋市建設工事等業者選定審査会要綱第2条第4号に該当する場合について、発注後の直近に開催される建設工事等業者選定審査会に報告するものとする。ただし、大規模災害復旧工事はこの限りでない。

（工程表等）

第7条 工事担当課長は、緊急工事を発注したときは、工程表、現場代理人等通知書を速やかに徴するものとする。

（見積書の徴取等）

第8条 工事担当課長は、前橋市契約規則第17条第2項第4号の規定にかかわらず、緊急工事見積書（様式第3号）を、必ず徴するものとする。

2 前項の規定による緊急工事見積書の徴取は、発注書を送付してから14日以内かつ工期が終わる前までに行うものとする。

（契約書等）

第9条 工事担当課長は、前条の規定により徴した緊急工事見積書を精査し、適正な金額であると認めるときは、当該金額を予定価格として契約締結請求兼業者選定伺又は契約締結請求決定書を起案し、第5条の規定による決裁責任者の決裁を得て契約金額を確定するものとする。

2 前項の規定により、契約金額が確定したときは、工事担当課長は、速やかに契約監理課長に契約依頼するものとする。ただし、契約金額が200万円以下のときは、工事担当課において契約手続きを行うものとする。

（契約締結以降の事務手続き）

第10条 契約締結以降の事務手続きは、前橋市契約規則（平成2年前橋市規則第4号）、前橋市工事検査規程（平成6年前橋市訓令甲第3号）及び前橋市少額工事事務処理要領（平成17年3月30日伺定め）の規定に基づき行うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、緊急工事の事務処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行し、同日以前に発注された請負契約については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別記（第3条関係）

ごみ政策課 清掃施設課 農村整備課 都市計画課 市街地整備課 区画整理課
道路建設課 道路管理課 東部建設事務所 建築指導課 建築住宅課 公園緑地
課 公園管理事務所 教育施設課

様式第1号（第5条関係）

起案 年 月 日

緊急工事の施工及び発注について（伺）

次のとおり緊急工事を施工することとし、発注してよろしいでしょうか。
 なお、発注先には緊急工事発注書を送付し、緊急工事見積書の提出を受けた後、契約締結日を緊急工事発注書の送付日として地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約としたい。

| | | | |
|---------------|--------------------|---|--------|
| 件名 | | | |
| 履行場所 | 前橋市 | | |
| 施工理由 | | | |
| 概要 | | | |
| 概算工事費 | 円 | | |
| 予算科目 | 一般会計 | 例) 02総務費 01総務管理費 01一般管理費 03契約管理01契約管理事業 12委託料 01業務委託料 | |
| 履行期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| 前払金 | 有（無） | 契約保証金 | 免除 |
| 監督員職氏名 | | | |
| 業者選定理由 | | | |
| 発注先 | | 発注書 | 別紙のとおり |
| 天災・事故等の概要及び経過 | | | |
| 契約監理課協議 | 年 月 日協議済（契約監理課担当 ） | | |

様式第2号（第5条関係）

緊急工事発注書

年 月 日

様

前橋市長 印

次のとおり緊急工事を発注しますので、施工してください。

なお、原則として、この発注書を受領した日から14日以内かつ工期が終わる前までに、見積書及び内訳明細書を提出してください。その後、契約手続きを行う予定です。

| | | | |
|--------|-----------------|----------|---|
| 件名 | | | |
| 履行場所 | 前橋市 | | |
| 概要 | | | |
| 概算工事費 | 円 | | |
| 履行期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| 前金払の有無 | | 契約保証金の有無 | 無 |
| 監督員職氏名 | | | |

留意事項

工程表及び現場代理人等通知書を速やかに提出してください。ただし、監督員から特に指示があった場合には、提出しなくて結構です。

様式第3号（第8条関係）

緊急工事見積書

年 月 日

（宛先）前橋市長

所在地

見積者 商号又は名称

代表者の氏名

下記の緊急工事について、次のとおり見積りいたします。

| | |
|------|-------------------------|
| 見積金額 | 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円) |
| 件名 | |
| 履行場所 | 前橋市 |

工事内訳明細書

| 工 種 | 形状寸法 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|------------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 小計 | | | | | | |
| 諸経費 | | | | | | |
| 工事価格 | | | | | | |
| 消費税及び地方 消費税の額 | | | | | | |
| 合計 | | | | | | |

発行責任者及び担当者

・発行責任者

(電話番号)

・担 当 者

(電話番号)